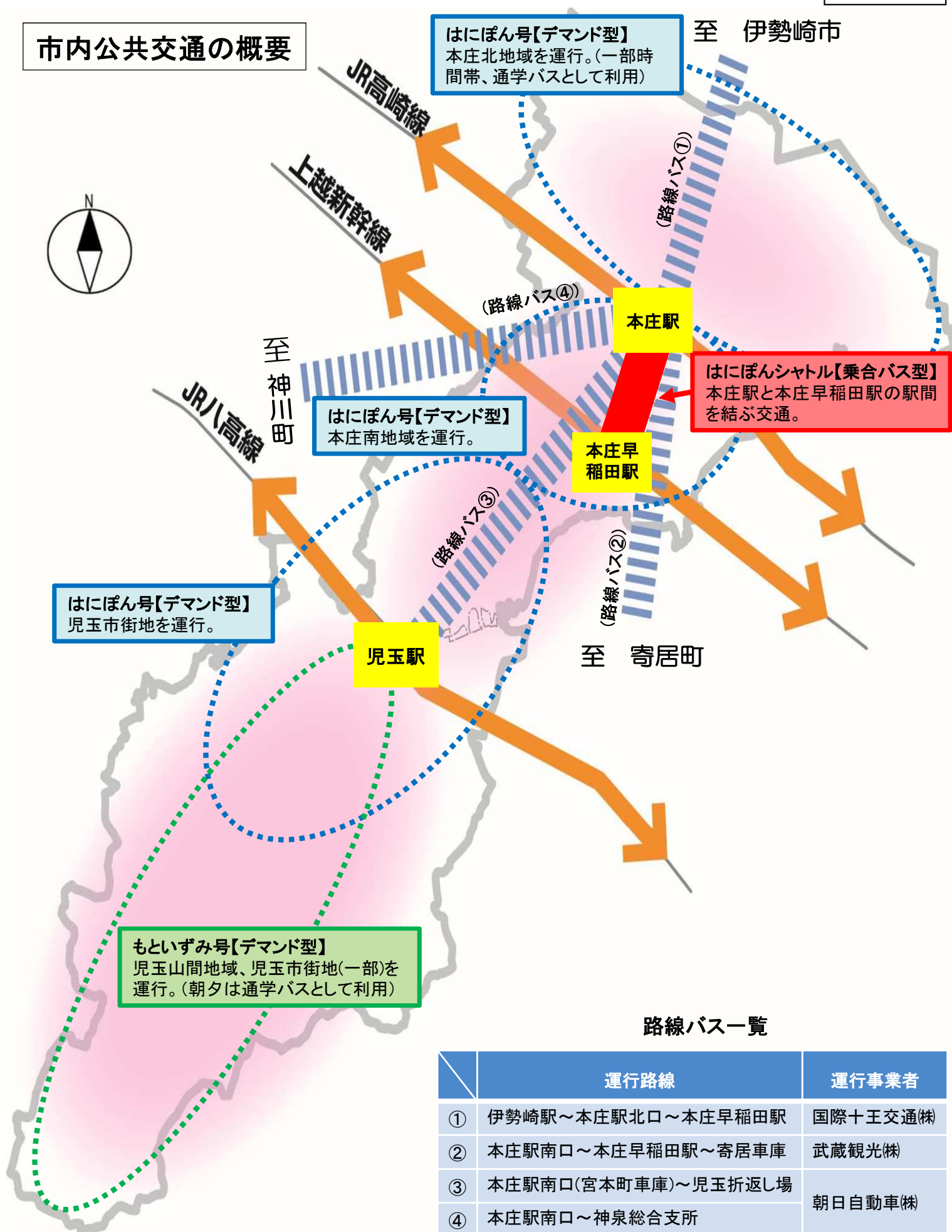


令和 2 年度第 1 回 本庄市交通政策協議会（書面開催）

資料

市内公共交通の概要

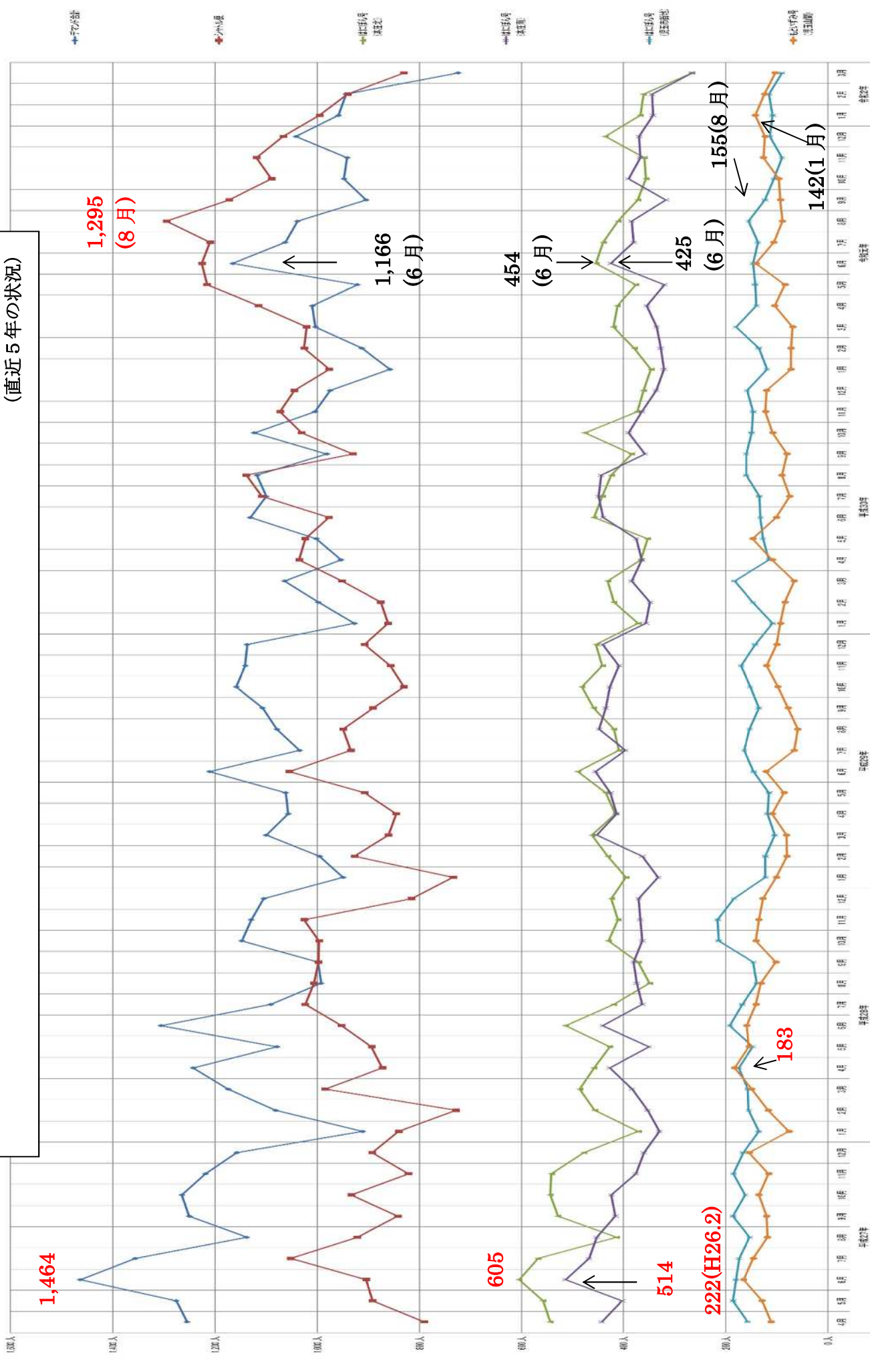


路線バス一覧

	運行路線	運行事業者
①	伊勢崎駅～本庄駅北口～本庄早稲田駅	国際十王交通(株)
②	本庄駅南口～本庄早稲田駅～寄居車庫	武蔵観光(株)
③	本庄駅南口(宮本町車庫)～児玉折返し場	朝日自動車(株)
④	本庄駅南口～神泉総合支所	

デマンド交通 (はにぽん号・もといずみ号)・シヤトル便 利用状況

(直近5年の状況)



デマンド交通・シヤトル便 利用者数

①デマンド交通(はにぼん号・もといずみ号) 利用者数

		令和元年												令和2年			合計	参考 (H30年度)	前年比
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
運行日数		24日	22日	25日	26日	26日	23日	25日	24日	24日	23日	23日	25日	290日	292日				
はにぽん号 (本庄北)	月 間	412	376	454	440	411	372	356	359	436	367	361	266	4,610	4,782	-3.6%			
	1日平均	17.2	17.1	18.2	16.9	15.8	16.2	14.2	15.0	18.2	16.0	15.7	10.6	15.9	16.4	-2.9%			
はにぽん号 (本庄南)	月 間	354	320	425	380	384	317	390	367	369	342	344	266	4,258	4,503	-5.4%			
	1日平均	14.8	14.5	17.0	14.6	14.8	13.8	15.6	15.3	15.4	14.9	15.0	10.6	14.7	15.4	-4.8%			
はにぽん号 (児玉市街地)	月 間	140	142	146	137	155	123	106	90	114	108	115	90	1,466	1,715	-14.5%			
	1日平均	5.8	6.5	5.8	5.3	6.0	5.3	4.2	3.8	4.8	4.7	5.0	3.6	5.1	5.9	-13.9%			
もといずみ号 (児玉山間)	月 間	104	84	141	106	89	93	96	126	123	142	124	103	1,331	1,165	14.2%			
	1日平均	4.3	3.8	5.6	4.1	3.4	4.0	3.8	5.3	5.1	6.2	5.4	4.1	4.6	4.0	15.0%			
市内合計	月 間	1,010	922	1,166	1,063	1,039	905	948	942	1,042	959	944	725	11,665	12,165	-4.1%			
	1日平均	42.1	41.9	46.6	40.9	40.0	39.3	37.9	39.3	43.4	41.7	41.0	29.0	40.2	41.7	-3.4%			

(単位:人)

②シヤトル便(はにぼんシヤトル) 利用者数

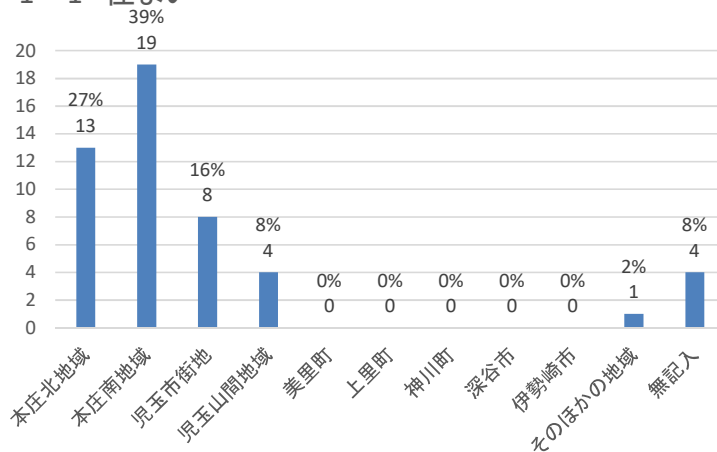
		令和元年												令和2年			合計	参考 (H30年度)	前年比
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
運行日数		30日	31日	30日	31日	31日	31日	31日	30日	31日	31日	31日	29日	31日	366日	365日			
シャトル便	月 間	1,115	1,216	1,226	1,210	1,295	1,173	1,090	1,119	1,067	996	941	831	13,279	12,390	7.2%			
	1日平均	37.2	39.2	40.9	39.0	41.8	39.1	35.2	37.3	34.4	32.1	32.4	26.8	36.3	33.9	6.9%			

(単位:人)

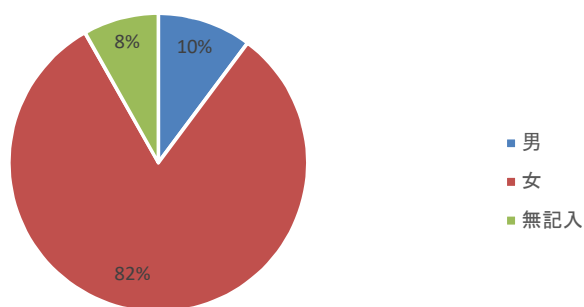
はにぽん号・もといずみ号 利用者アンケート結果

アンケート期間：
令和元年11月～2月
回答者数：49人

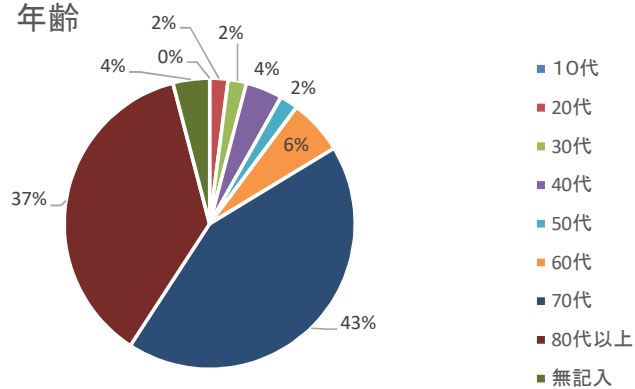
1-1 住まい



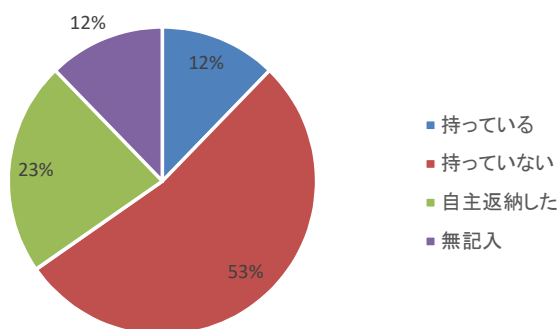
1-2 性別



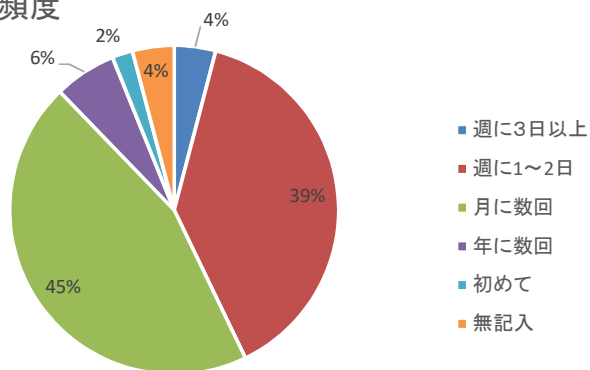
1-3 年齢



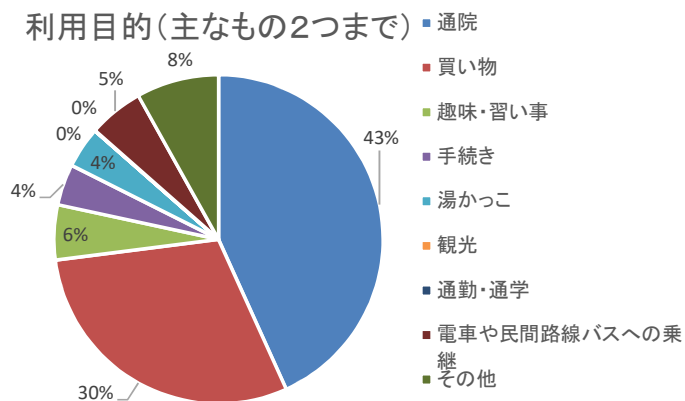
1-4 運転免許証



2 利用頻度



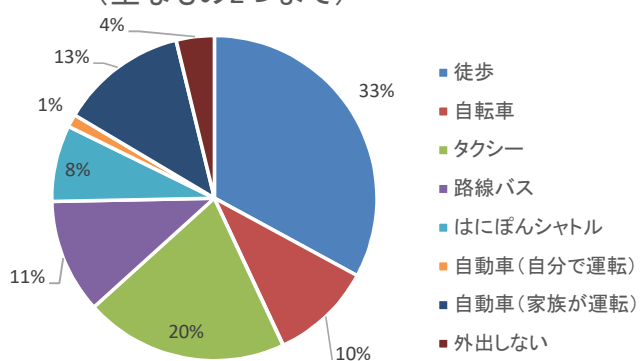
3 利用目的(主なもの2つまで)



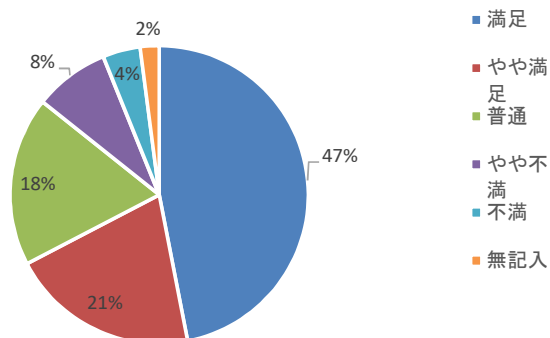
利用目的「その他」の内容

- ・行事
- ・学校行事
- ・つきみ荘キントレ
- ・入院して居る人がいるので毎日
- ・ともだちの家

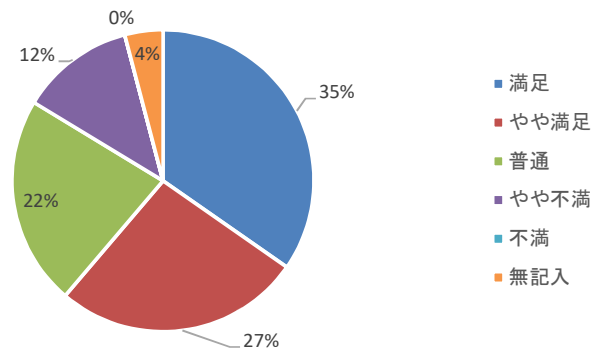
4 デマンド以外に普段利用する交通手段(主なもの2つまで)



5 予約方法や予約センターの対応



6 運行時間や運行区域などの使い勝手



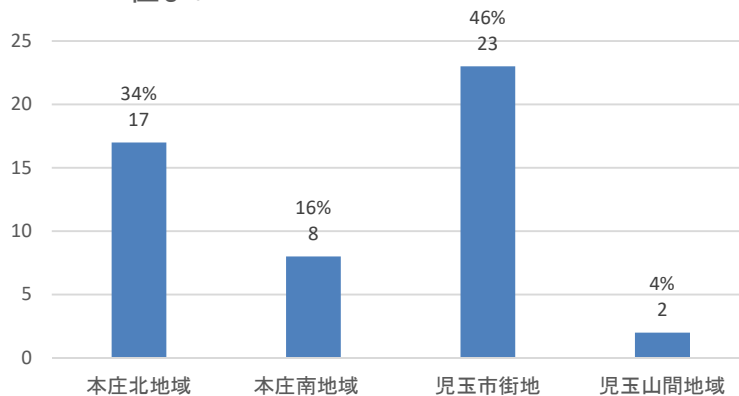
8 不満点、ご意見等（主なもの）

- ・予約がなかなか取れない、希望の時間に取れない、当日でも予約が取れたらいいなど予約に対する不満（7件）
- ・とても助かっていますなど運行に対するお礼（2件）
- ・車両台数を増やして欲しい。（2件）

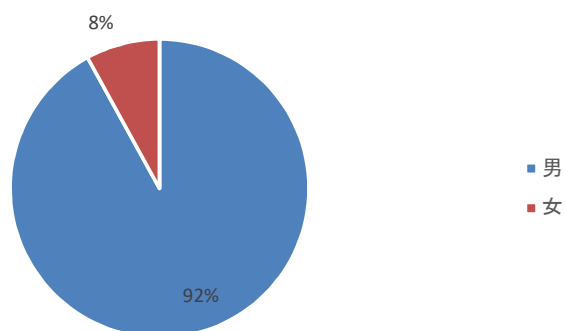
はにぽん号・もといずみ号
試乗車者アンケート結果

アンケート期間：
令和元年11月～令和2年1月
回答者数：50人

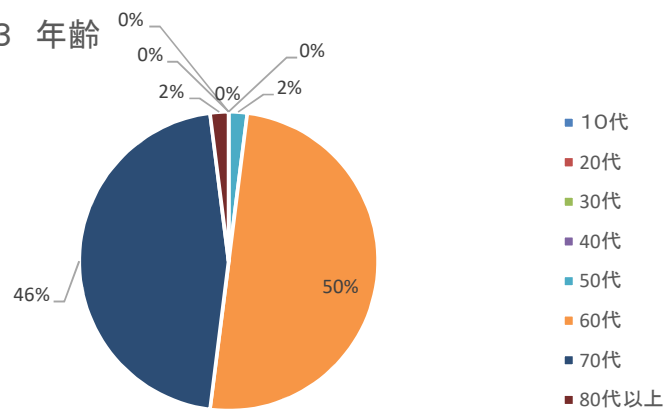
1-1 住まい



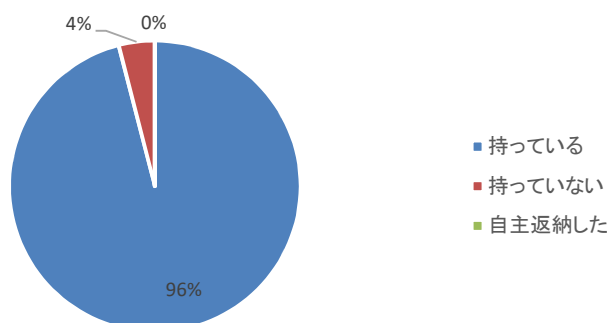
1-2 性別



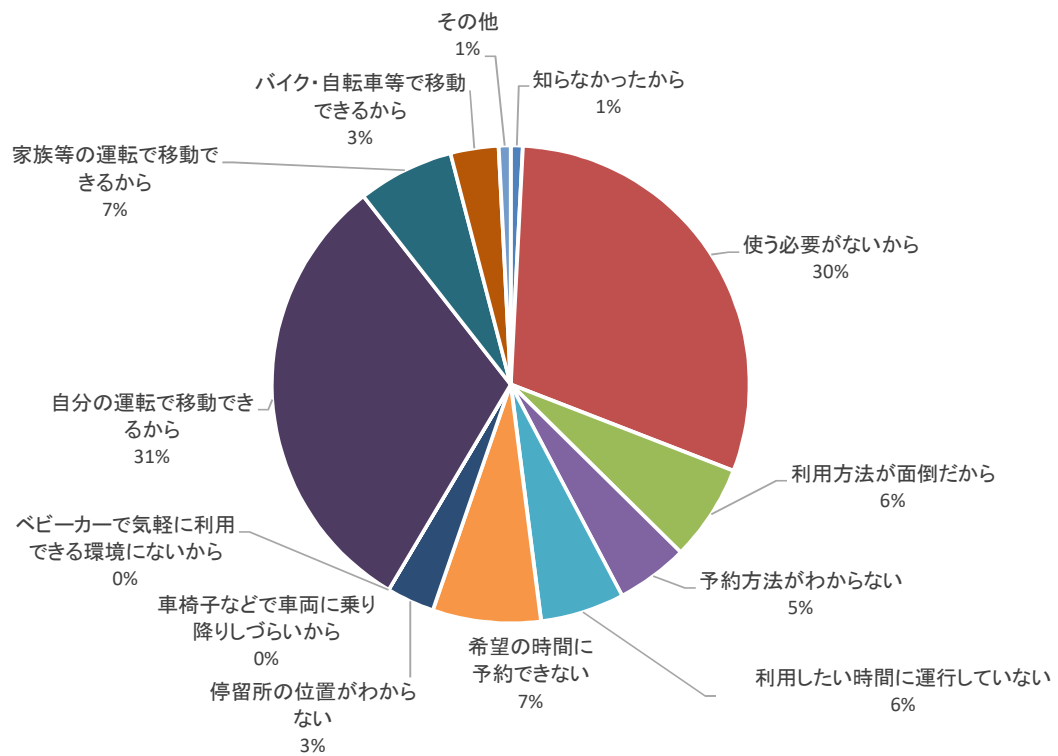
1-3 年齢



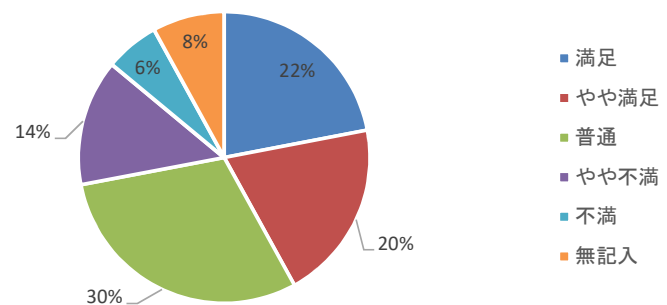
1-4 運転免許証



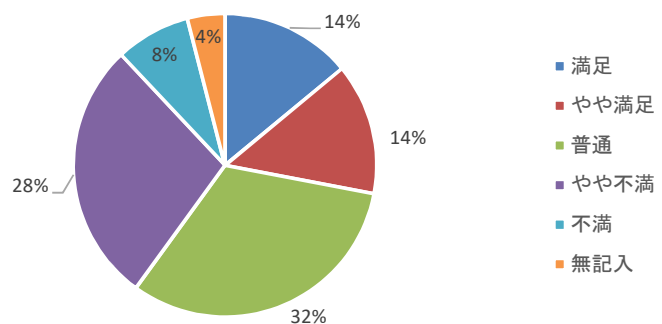
2 これまでデマンド交通を利用しなかった理由(複数回答)



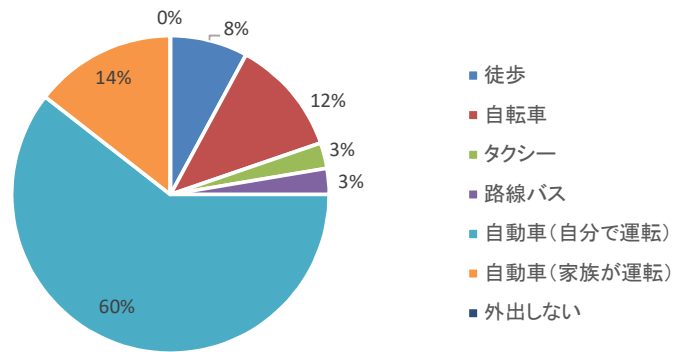
3 予約方法や予約センターの対応



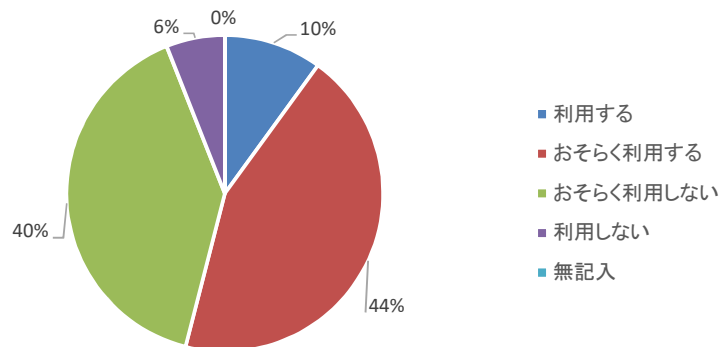
4 運行時間や運行区域



5 普段利用する交通手段(主なもの2つまで)



6 今後の利用意向



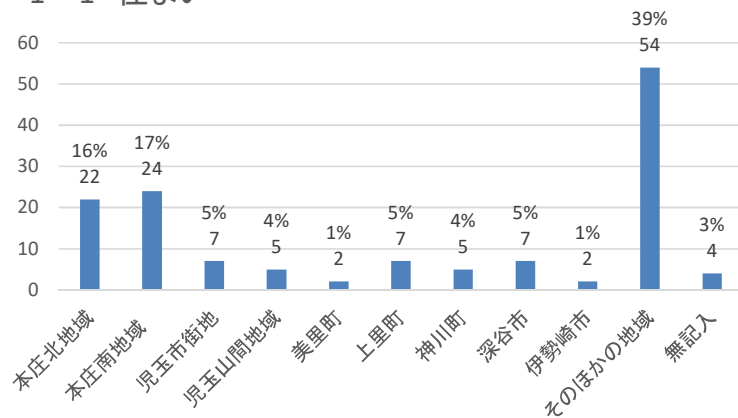
7 不満点、ご意見等(主なもの)

- ・時間がかかる、電話がかかりにくい、予約がとれないなど予約に対する不満 (16件)
- ・運転手の対応が良かった。(7件)
- ・乗り継ぎなしで利用したいなど乗り継ぎに対する不満 (5件)
- ・停留所の位置がわからない、雨や日よけをできる場所がないなど停留所の案内、停留所の位置等に対する不満 (4件)

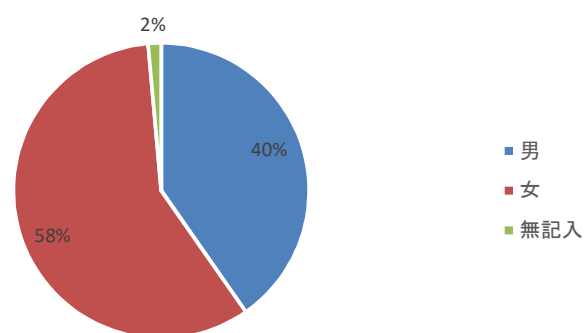
はにぽんシャトル
利用者アンケート結果

アンケート期間：
令和元年11月～12月
回答者数：139人

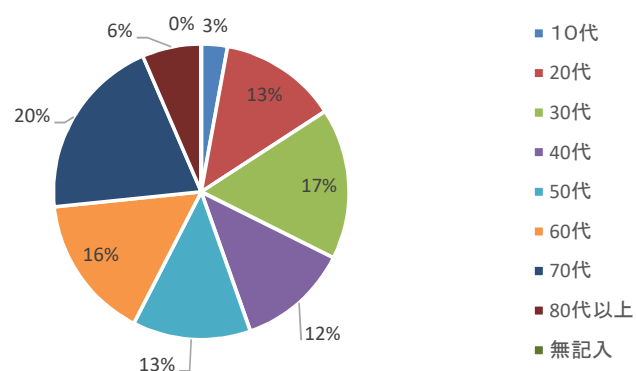
1-1 住まい



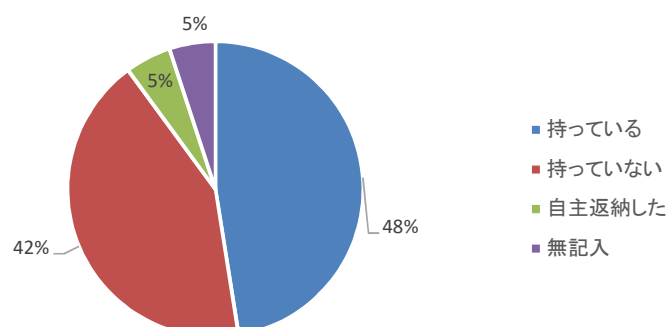
1-2 性別



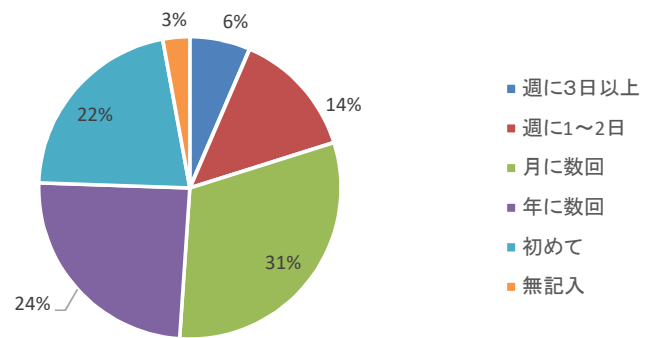
1-3 年齢



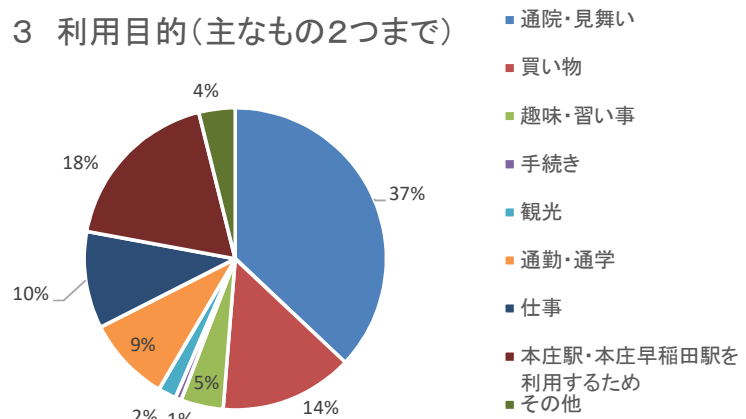
1-4 運転免許証



2 利用頻度



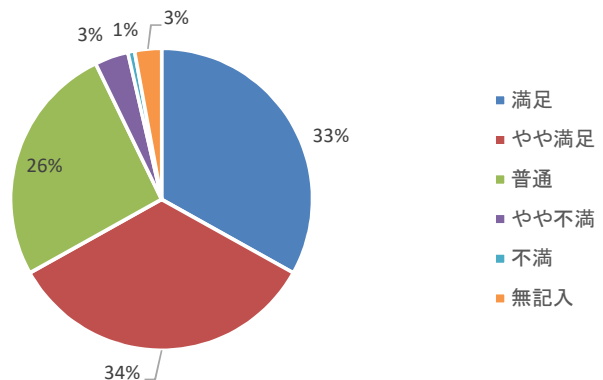
3 利用目的(主なもの2つまで)



利用目的「その他」の内容

- ・友人宅へ行くため
- ・ハイキング
- ・文化会館
- ・遊び・三角点訪問

4 運行時間や運行区域などの使い勝手



5 不満点、ご意見等(主なもの)

- ・今後も利用したい、ないと困るなど運行に対するお礼(6件)
- ・運行回数を増やして欲しい、午前8時台に運行して欲しいなど運行への要望(4件)

令和元年度 デマンド電話予約 お断り数とキャンセル数

2019年4月～2020年3月までのキャンセル等を集計したもの

	当日														1週間前～前日																	
	8-10				10-12				13-15				15-17				8-10				10-12				13-15				15-17			
	▼	▽	×	△	▼	▽	×	△	▼	▽	×	△	▼	▽	×	△	▼	▽	×	△	▼	▽	×	△	▼	▽	×	△	▼	▽	×	△
本庄北地域	7	18	26	5	12	50	84	4	5	33	75	4	3	37	45	4	0	75	112	131	0	118	171	140	0	103	154	163	0	88	88	110
本庄南地域	12	12	37	0	15	46	139	5	6	40	110	5	8	34	62	2	0	89	178	179	0	152	148	138	0	126	128	146	0	104	85	58
児玉市街地	4	6	4	0	0	11	30	8	2	10	8	2	0	2	7	2	2	34	4	8	0	22	10	3	0	38	9	2	0	32	2	6
児玉山間地域	0	0	5	0	1	0	3	3	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	1	1	0	2	0	0	0	2	2	0

- ▼ キャンセル（連絡無し）
- ▽ キャンセル（連絡有り）
- ×
- △ 希望の時間が取れず、時間を変更して予約した

本庄駅⇒本庄早稲田駅 バス時刻表

R2. 4. 1改正後

本庄駅南口(赤字のみ駅北口)→本庄早稲田駅北口		土・日・祝日	
月～金	時刻	7	53
		8	
45	32 00	9 00	32 45
	47 07	10 07	47
	45 27	11 27	45
	07 07	12 07	51
	37	13 37	
57	20 17	14 17	20 57
	47 47	15 47	
	27 09	16 09	27
	59 07	17 07	59
	47 07	18 07	47



改正前

本庄駅南口(赤字のみ駅北口)→本庄早稲田駅北口		土・日・祝日	
月～金	時刻	7	53 57
		8	
45	32 25 00	9 00	29 32 45
	47 07	10 07	47
	51 45 27	11 27	45
	07 07	12 07	
	37 22	13 37	
57	20 17	14 00	17 20 57
	47 22	15 47	
	57 27 09	16 09	27 27
	59 07	17 07	59
	47 30 07	18 07	47
		19	
	22	20 15	

黒…はにぼんシャトル/本庄観光(株)
青…武蔵観光(株)
赤…国際十王交通(株)

本庄早稲田駅⇒本庄駅 バス時刻表

R2. 4. 1改正後

本庄早稲田駅北口→本庄駅南口(赤字のみ駅北口)		土・日・祝日	
月～金	時刻	7	30
		8	
50	25 15	9 15	25 50
	30 30	10 30	
50	20 10	11 10	20 50
		12	
	20 20	13 20	57
40	02 00	14 00	02 40
	51 30	15 30	51
	50 10	16 10	50
	50 40	17 40	50
	30 30	18 30	



改正前

本庄早稲田駅北口→本庄駅南口(赤字のみ駅北口)		土・日・祝日	
月～金	時刻	7	30
		8	21
50	25 15	9 15	25 50
	30 00	10 03	30
50	20 10	11 10	20 50
	22 12		
	20 20	13 20	
40	02 00	14 00	02 20 40
	51 30	15 30	51
50	10 02	16 10	47 50
50	46 40	17 40	50
	30 30	18 30	
	37 19		
	47 20	43	

黒…はにぼんシャトル/本庄観光(株)
青…武蔵観光(株)
赤…国際十王交通(株)

路線バス 本庄駅南口（宮本町車庫）～児玉折返し場の延伸について

1 本路線バスの現状について

事業者である朝日自動車（株）が本庄地域と児玉地域を繋ぐ交通として、本市一番の交通結節点となるＪＲ高崎線本庄駅（一部宮本町車庫発）と児玉折返し場間で運行しています。

本路線は高校への通学や通勤に利用される等、本市にとって重要路線であることから、本路線の運行経費の一部を本市が補助しているため、事業者の生産性の向上等について検討・協議してきたところです。

2 協議結果等

児玉折返し場より先に赤城乳業㈱を含む本庄千本桜周辺地区産業団地があり、本市が企業誘致を行っている工業用地もあることから、生産性の向上だけでなく、市民等の交通利便性の向上や企業誘致推進のために児玉警察署を經由し、赤城乳業㈱千本さくら５Ｓ工場周辺までバス路線を延伸しようとするものです。なお、令和２年４月に朝日自動車（株）から関東運輸局へ路線延長について認可申請済みです。

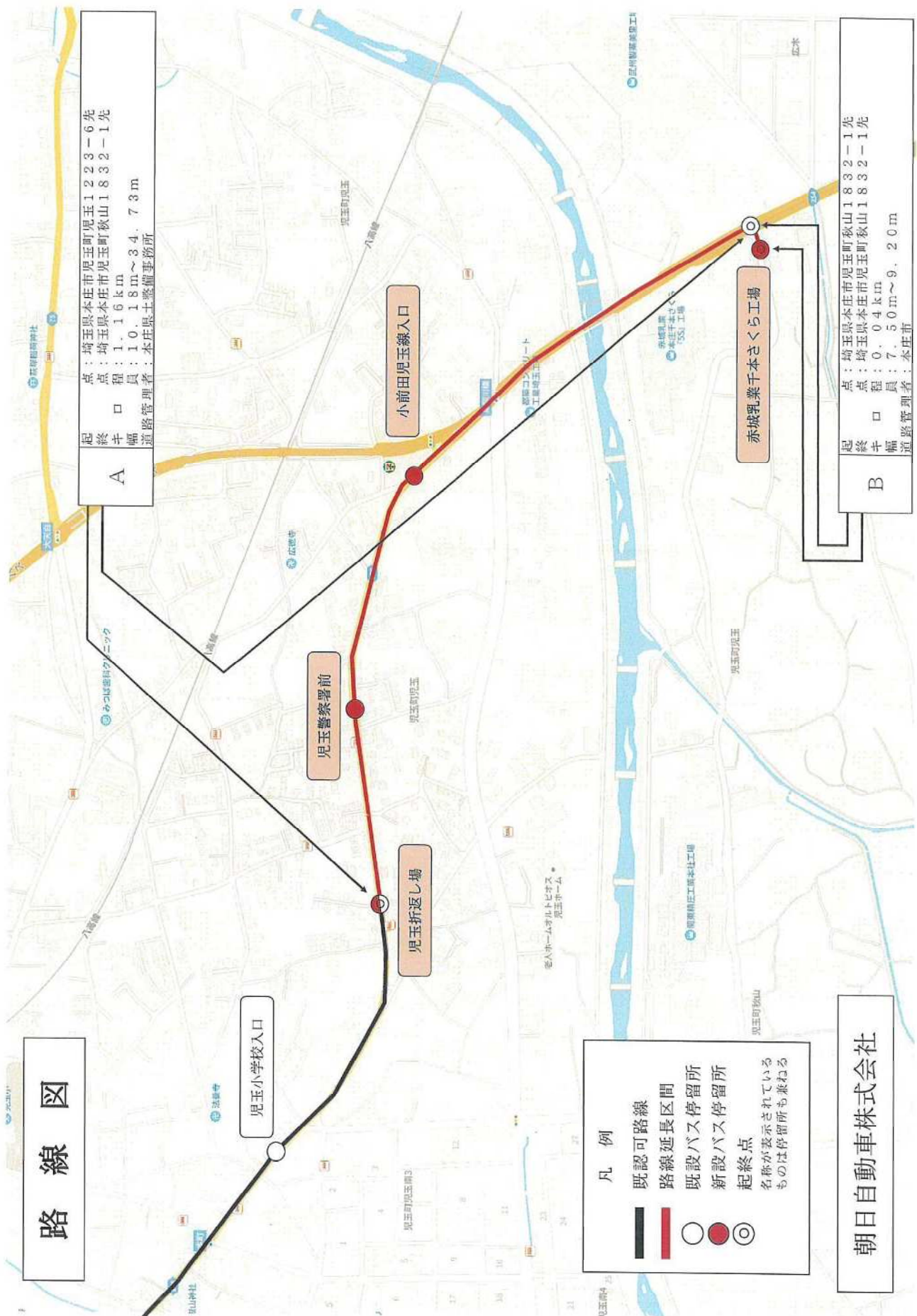
3 延長区間及び停留所等

- ・延長区間：約１．２キロメートル
- ・実施予定日：令和２年７月２１日
- ・ダイヤの本数：現状以上（一部児玉折返し場止まり）
- ・新設停留所：「路線図」参照。なお、停留所「赤城乳業千本さくら工場」については、国道を美里方面に向かい、赤城乳業㈱を過ぎ右折した付近に降り場の停留所を設置します。空バスが赤城乳業㈱従業員駐車場及びトラック待機場で転回し、赤城乳業㈱正面入り口付近の国道２５４号に新設するバスベイに設置する停留所が乗り場となります。

4 今後の対応について

国の許可が下り次第、市民等に広報等を通じ周知を行います。

圖
線
略



令和元年度 本庄市交通政策協議会 事業報告

令和元年	5月24日(金) 本庄市役所 大会議室	○令和元年度第1回 本庄市交通政策協議会 <u>報告事項</u> ・利用状況の推移 <u>議 事</u> ・平成30年度 事業報告及び歳入歳出決算について ・本庄市総合交通計画の評価検証等について ・令和元年度 事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について ・令和2年度 生活交通確保維持改善計画(案)について
	6月1日(土)	○もといずみ号(児玉駅⇄いろは橋折返場)試行運転開始
	6月14日(金)	デマンド交通停留所「ベルク本庄店」移設
	7月	○本庄駅自由通路へ「本庄市の公共交通」電照パネル設置 ○デマンド交通の利用方法について本庄ケーブルテレビで放映
	7月26日(金)	○はにぼん号・もといずみ号利用説明 (鳥よしにて自治会長OB会へ説明) ・参加者数:20人
	9月13日(金)	デマンド交通停留所「ひまわり自立支援センター」新設 デマンド交通停留所「競進社模範蚕室」移設
	10月17日(木)	○はにぼん号・もといずみ号利用説明 (小島南自治会館にて免許返納を考える座談会の中で説明) ・参加者数:約50人
	11月～	○はにぼん号・もといずみ号利用者アンケート(～2月) ○はにぼんシャトル利用者アンケート(～12月) ○はにぼん号・もといずみ号試乗者アンケート(～1月)
	12月23日(月)	デマンド交通停留所「ビバモール本庄」新設 デマンド交通停留所「みつば歯科クリニック」新設 デマンド交通停留所「太駄中」新設 デマンド交通停留所「聖徳本庄保育園入口」移設

		デマンド交通停留所「生野入口」廃止
令和2年	1月9日（木）	○令和元年度第2回本庄市交通政策協議会（書面協議） 協議事項 ・令和元年度 生活交通確保維持改善計画事業評価について 報告事項 ・もといずみ号（児玉駅⇄いろは橋折返場）の試行運転について の中間報告
	1月17日（金）	○はにぼん号・もといずみ号利用説明 （本町会館にてサルーンもとまちへ説明） ・参加者数：約30人
	1月28日（火） 29日（水）	○はにぼん号・もといずみ号利用説明 （市役所大会議室及び本庄市児玉文化会館にて民生委員・児童委員研修会の中で説明） ・参加者数：約120人
	2月14日（金）	○はにぼん号・もといずみ号利用説明 （本庄市民文化会館にて本庄市内サロン交流会の中で説明） ・参加者数：約80人
	3月23日（月）	デマンド交通停留所「クスリのアオキ千代田店」新設 デマンド交通停留所「福島歯科」廃止 デマンド交通停留所「歴史民俗資料館」名称変更 （新名称「旧本庄警察署」） デマンド交通停留所「仲町郵便局」名称変更 （新名称「足利銀行本庄支店前」）

令和元年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出決算報告

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算額	収入済額	比 較	説明
1 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
2 交付金	1 交付金	1 交付金	182,000	182,000	0	本庄市交付金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	0	▲ 1,000	預金利子
合 計			183,000	182,000	▲ 1,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算額	支出済額	不用額	説明
1 事務費	1 会議費	1 会議費	83,000	27,070	55,930	・旅費
	2 事務費	1 事務費	100,000	61,891	38,109	・需用費 ・役務費
合 計			183,000	88,961	94,039	

収入済額	182,000
支出済額	88,961
差引残額	93,039
市への返戻額	93,039
差引残高	0

会 計 監 査 報 告

令和元年度 本庄市交通政策協議会
歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び
証拠書類に基づき監査を実施したところ、
計数的に正確であり、内容も適正である
ことを認めます。

令和 2 年 4 月 24 日

監査委員

田中一茂



監査委員

穂田平一郎

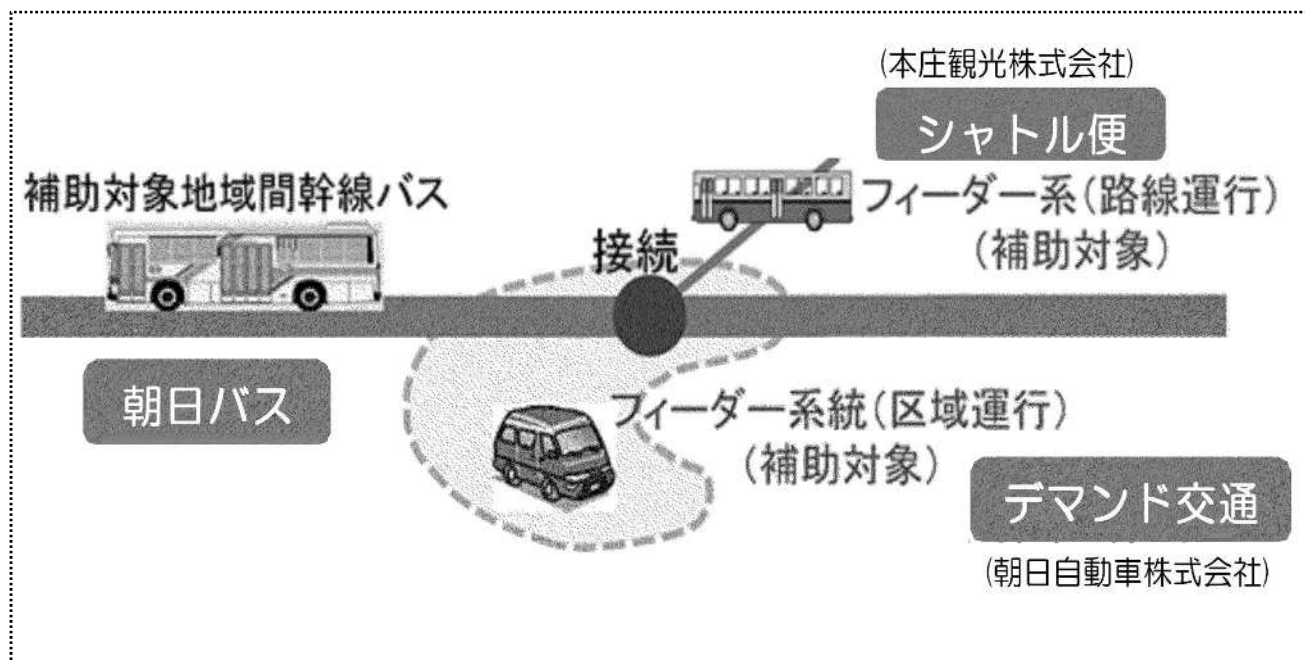


令和 2 年度 本庄市交通政策協議会 事業計画（案）

1. 生活交通確保維持改善計画の策定及び事業評価

○地域内フィーダー計画（デマンド交通、シャトル便／下図参照）の策定。

【対象期間：令和 3～5 年度】 ⇒ 本日の議事（5）



*フィーダーバス…幹線バスに接続して支線の役割をもって運行されるバス

○令和 2 年度計画【運行期間：令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日、現在運行中の計画】の事業評価の実施。

2. 運行方法等の改善・見直しの実施

⇒今回の議事（4）

3. 協議会スケジュール

○令和 2 年 5 月 18 日（令和 2 年度第 1 回協議会（本書面による開催））

○令和 3 年 1 月上旬（令和 2 年度計画の事業評価を実施予定）

※. 上記スケジュールに限らず、必要に応じて開催します。

令和 2 年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出予算（案）

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算額	説明
1 補助金	1 補助金	1 補助金	0	
2 交付金	1 交付金	1 交付金	182,000	・ 本庄市交付金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	・ 預金利子
合 計			183,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算額	説明
1 事務費	1 会議費	1 会議費	83,000	・ 会議開催費用
	2 事務費	1 事務費	100,000	・ 事務用品購入 ・ 切手代 ・ P R 物品の購入
合 計			183,000	

もといずみ号（児玉駅⇄いろは橋折返場）試行運転結果と

今後の運行（案）について

1. 試行運転の経緯

過去に児玉山間区域を中心に定期運行していた「いずみ号」の復活を求める声が寄せられたことから試行運転を実施。

- ・試行期間及び運行回数

令和元年6月1日（土）～令和2年8月31日（日） 1日2往復
（日曜、休日及び年末年始は運休）

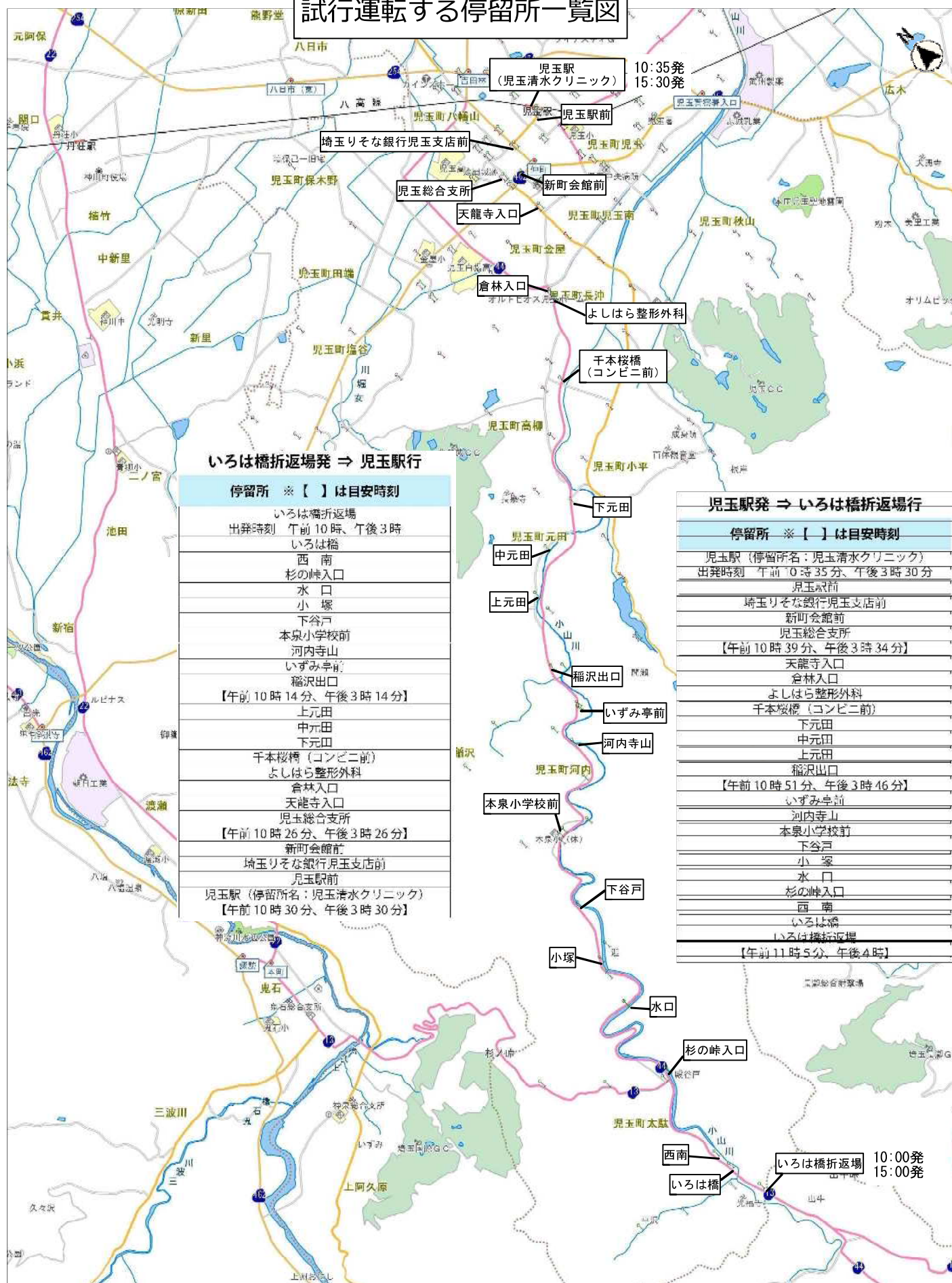
2. 結果について

- ・「もといずみ号（児玉駅⇄いろは橋折返場）試行運転 乗車状況」
- ・「もといずみ号による児玉駅⇄いろは橋折返場区間の定時便試行運転についてのアンケート」

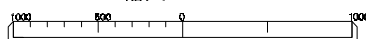
3. 今後の運行（案）について

- ・試行運転の乗車状況等から、過去に運行していた定期運行の復活は見送る。
- ・試行運転期間は予定どおり令和2年8月31日までとし、十分に周知を図りながら試行運転を終了することとする。

試行運転する停留所一覧図



縮尺 1 : 30000



もといずみ号（児玉駅⇄いろは橋折返場）試行運転 乗車状況

試行期間：令和元年 6 月 1 日～令和2年8月31日（1日2往復。日曜、休日および年末年始は運休）

	月	6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
停留所	上（児玉駅行）	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降
	下（いろは橋折返場行）	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降
いろは橋折返場	上									1												1	
	下		1													1		1		1			4
いろは橋	上			1																		1	
	下				1																		1
西 南	上																						
	下																						
杉の峠入口	上	2				5		3				3						3		2		18	
	下		4		2		4		5			1		1				4		2			23
水 口	上																						
	下																						
小 塚	上	1								1		2		1								5	
	下											1		1									2
下 谷 戸	上							1														1	
	下																						
本泉小学校前	上	5		3		1		1		2	1	6		3		4		4		6		35	1
	下		9		3		1		1		4		5		4		4		6		7		44
河 内 寺 山	上																						
	下																						
いずみ亭前	上																						
	下															2							2
稲 沢 出 口	上	1																		1	1	1	
	下		1																				1
上 元 田	上	2		1						1	1	1								1		5	2
	下									1	1	1								2	1		4
中 元 田	上	1		1		1																3	
	下																						
下 元 田	上									1												1	
	下											1											1
千本桜橋 （コンビニ前）	上							2				1											3
	下							2														2	
よしはら整形外科	上																						
	下																						
倉 林 入 口	上																						
	下																						
天龍寺入口	上																						
	下																1					1	
児玉総合支所	上				1																		1
	下	1		1				2						1		2						7	
新町会館前	上		2									1									1		4
	下	2		1								1					1		3			8	
埼玉りそな銀行 児玉支店前	上		7		4		7		3		2	9		3		1		5		3			44
	下	8		2		4		1		1		3					3		1			23	
児玉駅前	上		1																				1
	下	1								1				1						1		4	
児 玉 駅 （児玉清水クリニック）	上		2		1					1				1		3		2		4			14
	下	3		2		1		1		3		4		4		5		6		7		36	
月別乗降計	乗 降	27	27	12	12	12	12	11	11	10	10	21	21	10	10	11	11	18	18	21	21	153	153

運行日数

25

26

26

23

25

24

24

24

23

23

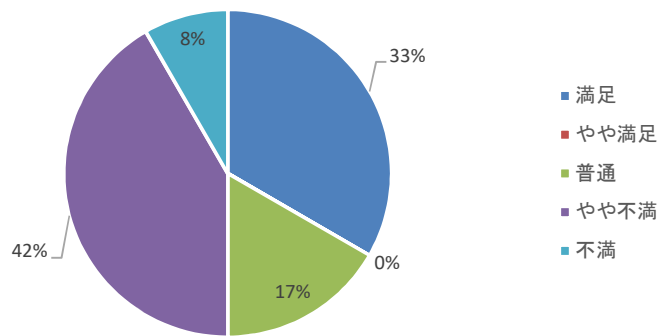
25

244

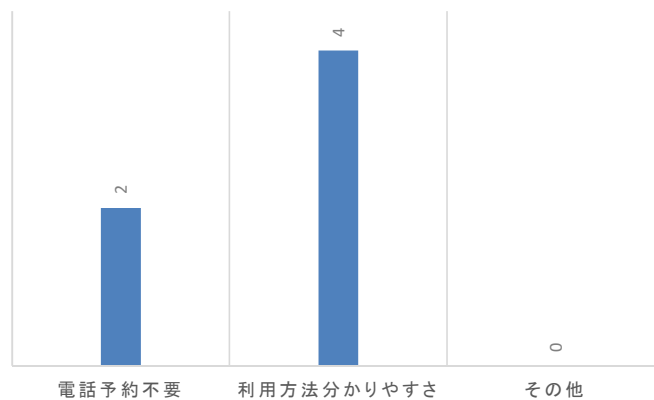
もといずみ号による
児玉駅⇄いろは橋折返場区間の
定時便試行運転についての
アンケート

回答者数： 12人

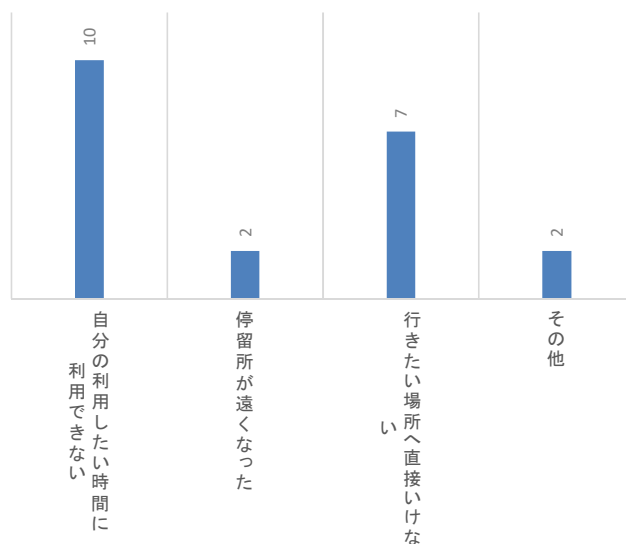
もといずみ号試行運転について



試行運転の満足理由(複数回答)



試行運転の不満理由(複数回答)



不満理由「その他」の内容
・自分が乗るはにぼんとバスの時間が合わない
・あってべんり
・乗り合いでOKです

アンケートとは別に電話等で頂いたご意見

- ・定時運行の沿線でない人にとって不便。
- ・デマンドの方が便利でよい。いつも利用している停留所で止まらないので歩かなければならない。
- ・試行運転によりデマンド交通をこれまで通り利用できず、通院に時間がかかるようになってしまった。
デマンド交通に戻してほしい。
- ・定時運行だと利用者がいないのに運行することになり無駄ではないか。

はにぼん号（湯かっこ⇄児玉総合支所間）の予約ルールの

変更（案）について

はにぼん号（湯かっこ⇄児玉総合支所間）は、湯かっこの営業日に限り、前日までの事前予約により児玉市街地を運行している車両によって次のとおり運行している。途中乗下車はできない。

児玉総合支所発→湯かっこ 午前 10 時 30 分発

湯かっこ発→児玉総合支所 午後 3 時発

【現状と課題】

- ・ 予約受付期間は、利用日の一週間前から前日まで。
- ・ 湯かっこ便を確保するために前日まで車両が確保され、ほかの利用者が運行前後の時間も含め当日まで予約することができない。
- ・ 現状での利用はほぼ固定しており、週に 2 名が乗降している。予約センターへのヒアリングではその利用者は、一週間前に予約しているとのこと。

【変更（見直し）案】

はにぼん号（湯かっこ⇄児玉総合支所間）の予約受付期間を、利用日の一週間前から三日前までとする。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む）（案）

令和 2 年 5 月 18 日

本庄市交通政策協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

令和 3 年度生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

【必要性】

本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①利用実績値の向上

	現 状 (H31.4～R2.3)		向こう 3 カ年の目標値
本庄シャトル便	13,279 人／年 36.3 人／日 (366 日)	⇒	16,000 人／年
デマンド交通 (4 区域計)	11,665 人／年 40.2 人／日 (290 日)	⇒	13,000 人／年
地域間幹線系統※	411,532 人／年 (前年度比：約 4.9%増)	⇒	前年度対比で増加

※「本庄駅南口（宮本町車庫）～赤城乳業千本さくら工場（児玉折返し場）」、「本庄駅南口～神泉総合支所」

②運行サービスに対する利用者満足度の向上

	現 状※		向こう 3 カ年の目標値
本庄シャトル便	満 足：66.9 % 普 通：25.9 % 不満足：4.0 %	⇒	満 足：85%以上 不満足：現状より減少
デマンド交通	満 足：44.4 % 普 通：27.3 % 不満足：24.2 %	⇒	満 足：85%以上 不満足：現状より減少

※現状の数値は利用者アンケート調査の結果に拠る。

※利用者アンケート調査では、満足度を問う項目において未回答者あり。

(2) 事業の効果 デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
【事業】 ・市のイベントなどを利用してデマンド交通及び本庄シャトル便の利用方法等について説明やPRを行い利用促進を図る。 【実施主体】 本庄市
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
本庄市から運行事業者への補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・本庄観光株式会社 ・朝日自動車株式会社
7. 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定手法
<u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※外客来訪促進計画の策定なし。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。

17. 協議会の開催状況と主な議論
・平成 25 年 2 月、協議会において「本庄市総合交通計画」について合意。 ・平成 25 年 4 月、協議会において運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意。 ・平成 25 年 6 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。 ・平成 26 年 5 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。 ・平成 26 年 10 月、協議会において実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を実施し、本格運行に移行。 ・平成 27 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 28 年 6 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 29 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 30 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和元年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 （平成 24 年 3 月から令和元年 5 月までに、協議会を計 22 回開催。）
18. 利用者等の意見の反映状況
(1) 市民意識調査／平成 24 年 9 月実施 ・目的に応じた利用需要（潜在需要を含む）、意向などを統計的に集計 (2) インタビュー調査／平成 24 年 9 月 5・6 日に実施 ・駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取 (3) 本庄市総合交通計画案のパブリックコメント／平成 25 年 1 月 21 日～2 月 20 日実施 ・提出された意見：6 件（1 人） (4) 本庄市総合交通計画案の市民説明会／平成 25 年 2 月 9 日実施 ・2 会場（児玉公民館、中央公民館）で実施 ・児玉公民館：参加 41 人、中央公民館：参加 56 人 ⇒(1)～(4) 本庄市総合交通計画の策定に反映。 (5) アンケート調査の実施／平成 26 年 7 月～8 月に実施 ①市民アンケート：郵送により実施 ②利用者アンケート：インタビュー形式により実施 ⇒実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を行い、改善の取組みに反映。

- (6) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 28 年 3 月実施
 - (7) デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 28 年 11 月実施
 - (8) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 29 年 3 月実施
 - (9) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 30 年 4 月実施
 - (10) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 30 年 11 月実施
 - (11) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/令和元年 11 月実施
- ⇒今後の運行に反映。

19. 協議会メンバーの構成

構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車（株）、国際十王交通（株）、（一社）埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光（株）、武蔵観光（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、（一社）埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学名誉教授、本庄市議会議員

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
埼玉県 (本庄市)	本庄観光(株)	(1) 本庄シャトル便	本庄駅 南口	新田原	本庄 早稲田 北口	往 3.0 km 復 3.0 km	365日	4927.5回		路線定期運行	①	・地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 ・停留所「本庄駅南口」 ・JR高崎線に接続 ・停留所「本庄駅南口」 ・JR上越新幹線に接続 ・停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車(株)	(2) 本庄北地域デマンド		本庄市		往 復 km km	294日	2,555回		区域運行	①	・地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 ・停留所「本庄駅南口」「松澤医院」 ・JR高崎線に接続 ・停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」	③
	朝日自動車(株)	(3) 本庄南地域デマンド		本庄市		往 復 km km	294日	2,352回		区域運行	①	・地域間幹線系統神泉線に接続 ・いいにま前」 ・地域間幹線系統児玉線に接続 ・地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 ・停留所「本庄駅南口」「松澤医院」 ・JR高崎線に接続 ・停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」 ・JR上越新幹線に接続 ・停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車(株)	(4) 児玉市街地デマンド		本庄市		往 復 km km	294日	2,599回		区域運行	①	・地域間幹線系統児玉線に接続 ・停留所「高崎」「浜崎南利医院」「吉田 林大北」「本田南利医院」「崎玉りそな 銀行児玉支店前」「本村医院」「児玉折 返し場」「児玉警察署」 ・JR八景線に接続 ・停留所「児玉駅前」「児玉清水クリニッ ク」	③
	朝日自動車(株)	(5) 児玉山間地域デマンド		本庄市		往 復 km km	294日	2,552回		区域運行	①	・地域間幹線系統児玉線に接続 ・停留所「本田南利医院」「崎玉りそな銀 行児玉支店前」「本村医院」「児玉折返 し場」「児玉警察署」 ・JR八景線に接続 ・停留所「児玉駅前」「児玉清水クリニッ ク」	③

(注)

神泉線・・・神泉総合支所～本庄駅線
児玉線・・・赤城乳業 千本さくら工場(児玉折返し場)
～本庄駅(富本町車庫)線

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

デマンド交通営業区域 … 本庄市域

デマンド交通運用地域

本庄北地域	地域①、区域b及び区域bに近接する公共施設（「保健センター」、「市民文化会館」）に設置する乗降ポイント間を運行する。
本庄南地域	地域②、区域a及び区域aに近接する公共施設（「本庄市役所」、「湯かっこ」）に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉市街地	地域③並びに地域③に近接する「間瀬湖」及び商業施設「ビッグマーケット」に設置する乗降ポイント間を運行する。 ただし、1日1往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉山間地域	県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を往復することを基本とし、地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿いに設置する乗降ポイント、区域cに設置する乗降ポイント及び区域cに近接する公共施設（「セルディ」、「エコーピア」、「秋平小学校」）、商業施設、医療施設に設置する乗降ポイント間を運行する。

地域① … JR高崎線以北の地域

地域② … JR高崎線以南の本庄地域

地域③ … 児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く地域

地域④ … 児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

区域a … 南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線（旧中山道）、西を蛭子塚通り線、東を国道17号と県道藤岡本庄線（南大通り線）で囲まれる地域

区域b … 北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本庄線（南大通り線）で囲まれる地域

区域c … 国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林

表 1 添付図面

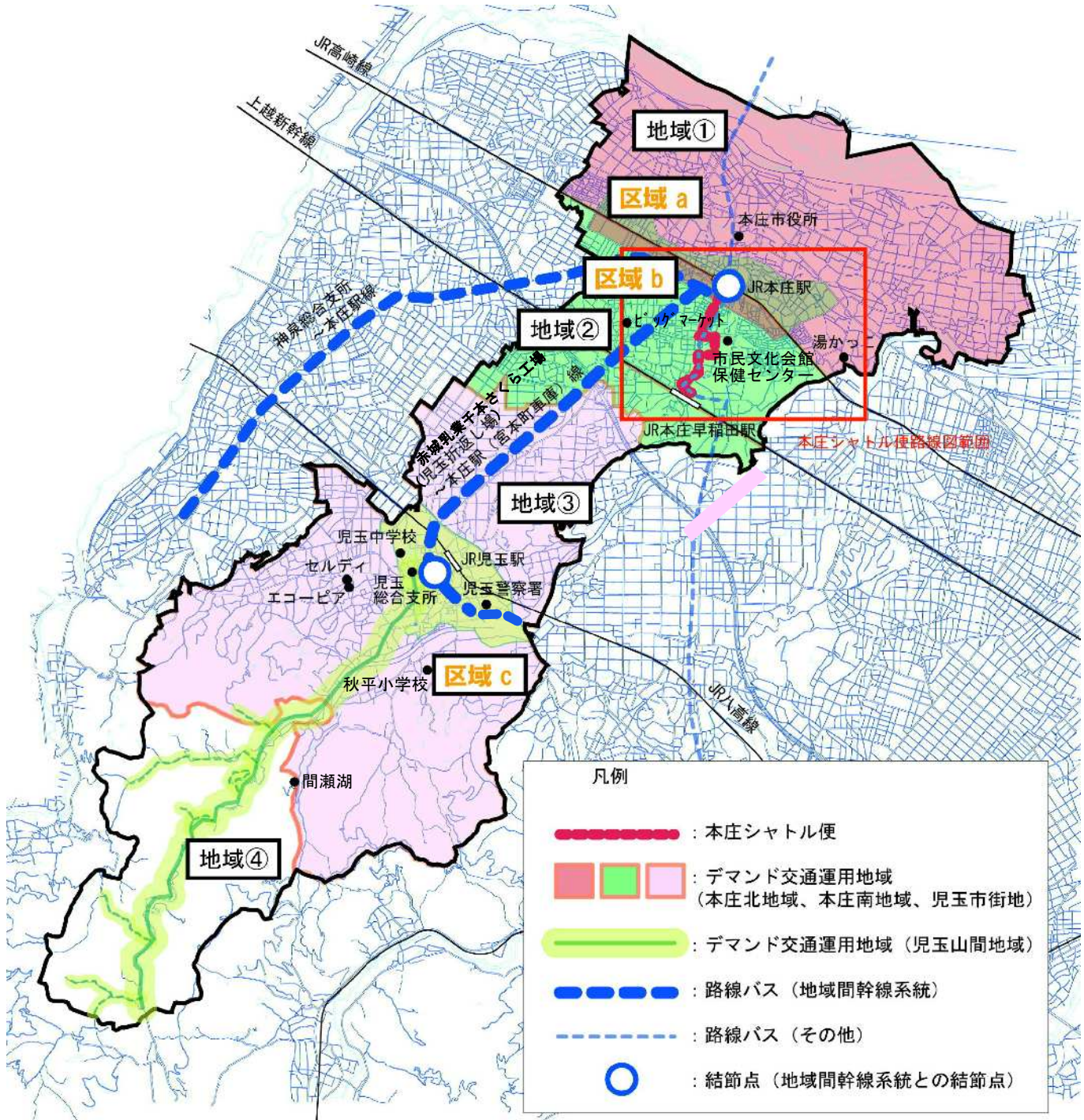


表 1 添付図面

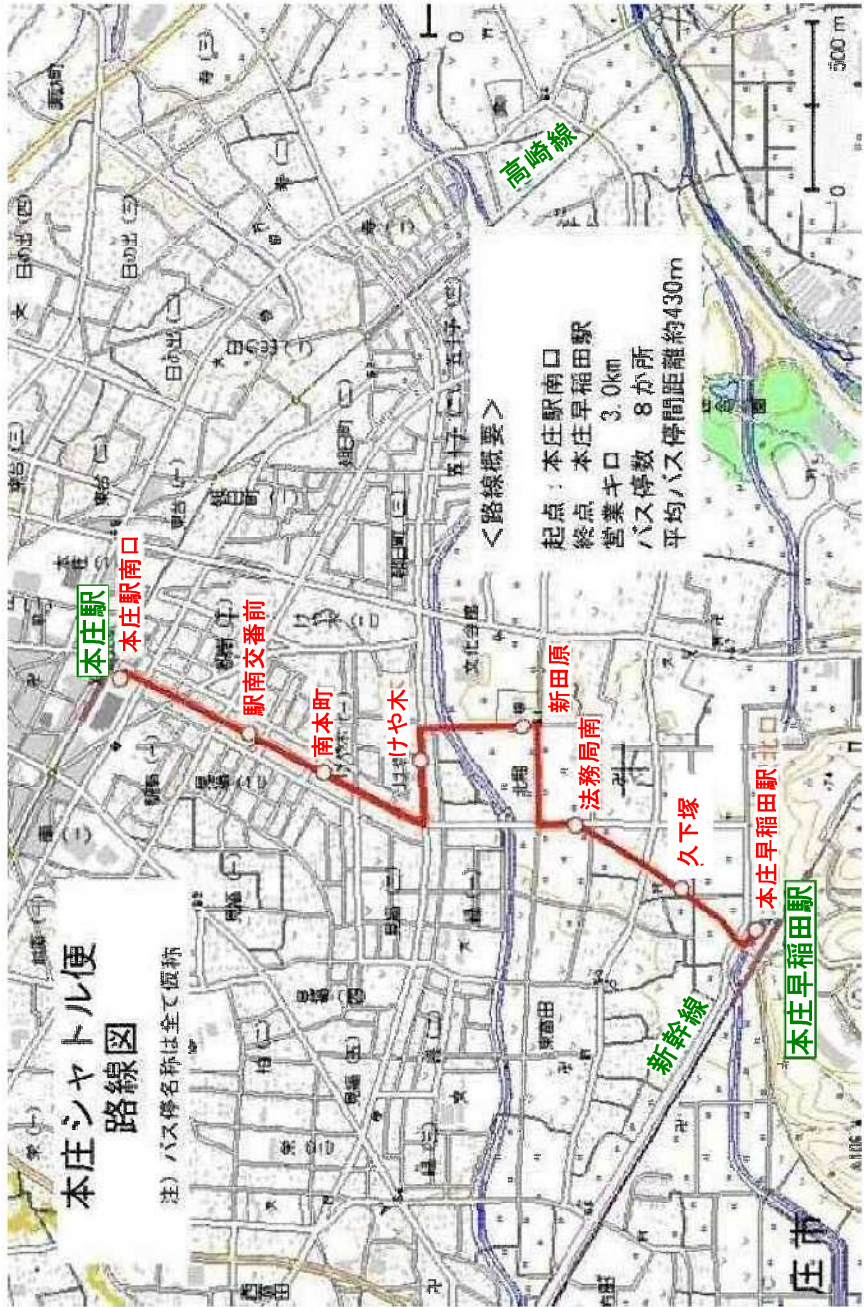


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	本庄市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	35,289
交通不便地域	685

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
685	本泉地区	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
35,289	$35,289 \times 120\text{円} \times 0.7 + 200\text{万円}$	4,964千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月25日付国総支第9号)の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表5 添付図面

人口集中地区、人口集中地区以外、交通不便地域の状況

